

社会福祉法人光輪福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 光輪福祉会（以下「法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 会議（評議員会、理事会、監事監査等）に出席した役員等には、職務執行の対価として、表1のとおり報酬を支給する。

(理事長の報酬等の算定方法)

第3条 理事長に対する報酬等の月額は、表2に定める額とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事及び評議員が理事会又は評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の業務にあたった場合は、表3により報酬を支払う事ができる。

- (1) 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。
- (2) 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(法人職員給与との併給)

第5条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等については、役員報酬第1表は支給しない。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに理事長及び役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- (1) 理事長及び役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- (2) 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- (3) 本条第2項の規定にかかわらず、理事長及び役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第7条 法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 8 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 9 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、令和 5 年度に関する定時評議員会の終結の時より適用する。

表 1

理事会・評議員会に出席した場合		
理事	非常勤	9,000 円/回
評議員	非常勤	9,000 円/回
監事	非常勤	9,000 円/回
評議員選任・解任委員会	非常勤	9,000 円/回
但し、web 会議においては、上記支給額の半額とする。		
監事監査指導報酬等 (日額)		12,000 円

表 2

項 目		支 給 金 額
理事長	電話、メール、人事、契約、委員会、研修等に関する事、その他相談・支援・書類決裁対応等又経営状態にも配慮する。会議への出席は、無報酬	30,000 円/月

表 3

項 目	旅 費	宿泊費	日当 (日額)	その他
金 額	実 費	実 費	10,000 円	実 費